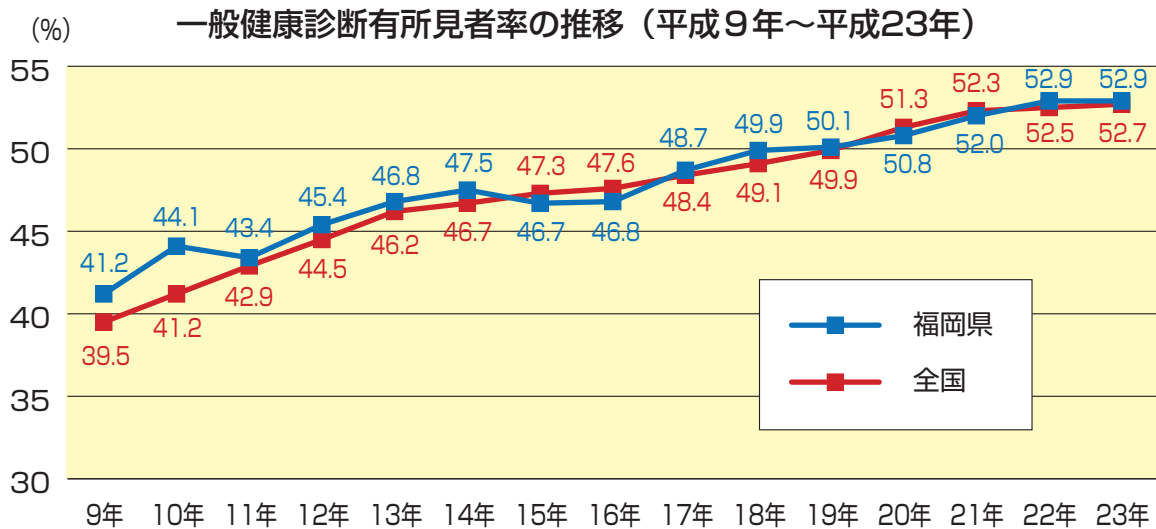


健康づくりを進めましょう

～有所見率改善の取組のためのポイント～

福岡労働局 労働基準監督署



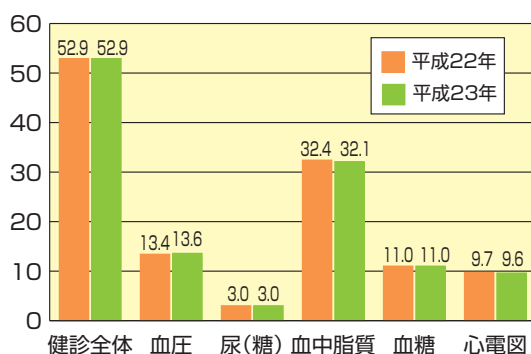
福岡県における**定期健康診断**の有所見率は、高齢化の進展等により、平成19年以降50%を超え、血中脂質検査、血圧の検査、心電図検査、血糖検査の有所見率も高くなっています。

また、過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等(以下「脳・心臓疾患」という。)による労災請求件数は高止まりの状況にあります。

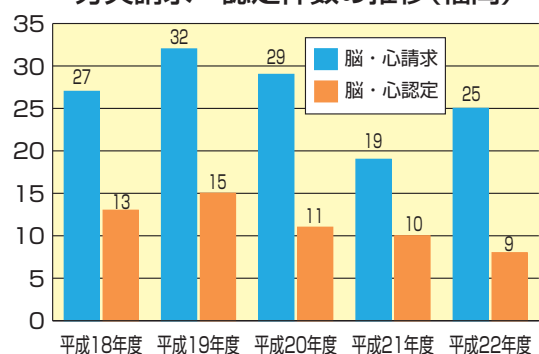
脳・心臓疾患を予防するためには、脂質異常症や、高血圧症、糖尿病等の生活習慣病と関係が深い健康診断項目の有所見者に対して、労働時間の短縮等の就業上の措置を行うとともに、保健指導及び健康教育等を通じて有所見項目の改善を図る必要があります。

定期健康診断の有所見率の改善に向けて積極的に産業保健活動に取り組みましょう。

項目別有所見者率の状況(福岡)



脳・心臓疾患に係わる
労災請求・認定件数の推移(福岡)



ポイント

1 健康管理体制の確立

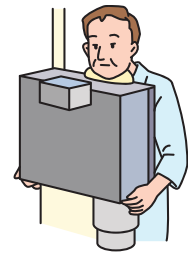
労働者の健康づくりを進めるには、健康管理体制(労働衛生管理体制)の整備を図り、産業保健活動を活性化することが重要です。産業医と衛生管理者の選任を行い、衛生委員会等における調査審議等を実施しましょう。

ポイント

2 定期健康診断の実施

- 定期健康診断を実施し、有所見の状況を把握しましょう。
- 脳・心臓疾患関係の主な検査項目(血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査、心電図検査)については、有所見の分析をしましょう。
- 定期健康診断における胸部エックス線検査及び喀痰検査については、40歳未満の者(20歳、25歳、30歳、35歳の者を除く。)で、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者及びじん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者のいずれにも該当しないものについては、医師が必要でないと認めるときに限って、これを省略することができます。

年齢等により機械的に決定しないようにしましょう。



ポイント

3 定期健康診断実施後の設置

- 定期健康診断結果の有所見についての医師からの意見聴取及びこれに基づく労働時間の短縮、作業の転換等の措置を適切に実施しましょう。
- 産業医の選任義務がある労働者数50人以上規模の事業場においては、産業医からの意見を聴くようにしましょう。
- 産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場については、異常所見のある労働者(以下「有所見者」という。)について医師等による意見聴取を行っていない場合には、地域産業保健センターを利用して、医師等からの意見聴取を行いましょう。

ポイント

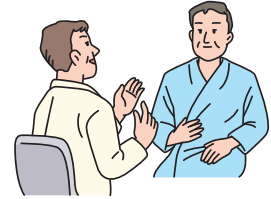
4 定期健康診断結果の労働者への通知

- 定期健康診断の結果を労働者に通知しましょう。
- 労働者自身が健康状態を知り、その健康の保持増進のための取組に積極的に努めるようにするとともに、労使が健康情報を共有して健康管理を行うために極めて重要な手続きです。

ポイント

5 定期健康診断結果に基づく保健指導

- 定期健康診断の結果に基づく医師又は保健師による保健指導（以下単に「保健指導」という。）については、再検査若しくは精密検査又は治療の勧奨にとどまらず、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査をいう。）の有所見の改善に向けた取組を行うことが重要です。
- 栄養指導、運動等の指導、健康管理に関する情報提供を計画的かつ継続的に行いましょう。



ポイント

6 健康教育等の実施

- 健康教育及び健康相談その他労働者の健康保持増進を図るため必要な措置（以下「健康教育等」という。）に取り組みましょう。
- 健康教育等は、有所見者のほか、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に所見のある者を重点に行いましょう。

ポイント

7 健康づくり計画の策定及びその実施

- 定期健康診断結果等を分析し、有所見者のほか、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に所見のある者等にグループ化する等により、労働者の健康状態に応じた健康教育、運動指導、情報提供等の必要な産業保健指導のための計画を策定しましょう。
- 計画には、例えば、9月を「定期健康診断有所見率改善強化月間」として定め、また、毎月、産業医が作業場等の巡視を行う日を「有所見率改善取組の日」と定める等により、健康づくりの気運の醸成を図りましょう。
- 社内誌、電子メール、掲示等により重点的に労働者への啓発等を行いましょう。
- 労働者ごと及び事業場全体について、実施した保健指導及び健康教育等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に評価し、その後、充実強化すべき事項等を新たな計画に反映させましょう。

ポイント

8 委託事業の活用

労働者数50人未満の事業場については、福岡県地域産業保健センター（電話092-431-4574）が、健康診断結果に基づく医師の意見聴取への対応、脳・心臓疾患のリスクの高い者に対する保健指導、長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービス（無料）を実施しておりますので活用しましょう。

健康づくりアンケート兼送付票

福岡労働局労働基準部健康課 あて

健康課FAX番号：**092-411-3517**

(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館 電話092-411-4798)

事業場名		業種	
所在地		電話番号	
事業場の労働者数	名	担当部署・職氏名	

福岡労働局では、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組を推進しています。誠に恐縮ですが、行政効果把握のため、従業員の健康状況についてのアンケートにご協力ください。

■ 定期健康診断の有所見状況

- 最近の全体の有所見率について、ご記入ください。

平成21年_____％、平成22年_____％、平成23年_____％

- 平成23年の次の健康診断項目の有所見率について、ご記入ください。

血中脂質	％	血圧	％	血糖	％	尿中の糖	％	心電図	％
------	---	----	---	----	---	------	---	-----	---

※有所見率 = (有所見者数 / 健康診断受診者数) × 100

■ 健康づくりの取組状況

健康づくりのための取組状況について、概当する□に“レ”を付けてください。

- 定期健康診断における有所見者についての医師からの意見聴取を行っていますか。

はい いいえ

- 医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業転換等の事後措置を実施したことがありますか。

はい いいえ

- 定期健康診断の結果を労働者に通知していますか。

はい いいえ

- 定期健康診断に基づき、医師又は保健師による健康教育を実施していますか。

はい いいえ

- 定期健康診断に基づき、医師又は保健師による健康相談を実施していますか。

はい いいえ

- 事業者が取り組むべき事項について健康づくり計画（有所見率改善のための）を作成していますか。

はい いいえ